

北九州市監査公表第8号

令和2年2月21日

北九州市監査委員	井上 勲
同	廣瀬 隆明
同	香月 耕治
同	河田 圭一郎

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている港湾空港局及び消防局所管団体のうち、次の団体を抽出し、平成30年度及び令和元年度（平成31年4月から令和元年6月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(令和元年6月30日現在、単位：千円)

補助金等交付団体 名称	補助金等名称	30年度 交付額	元年度 交付額	所管課
関門港クルーズ振 興協議会	関門港クルーズ 振興協議会負担 金	7,500	7,500	港湾空港局 クルーズ・ 交流課
門司港警備運営委 員会	門司港警備運営 委員会負担金	6,737	1,685	港湾空港局 港営課
北九州市消防協会	北九州市消防協 会事業補助金	6,335	2,170	消防団・市 民防災課
北九州市門司消防 団	北九州市門司消 防団交付金	4,722	2,040	
北九州市小倉北消 防団	北九州市小倉北 消防団交付金	4,097	1,840	
北九州市若松消防 団	北九州市若松消 防団交付金	3,480	2,340	

北九州市八幡西消防団	北九州市八幡西消防団交付金	4,956	2,150	消防団・市民防災課
北九州市戸畑消防団	北九州市戸畑消防団交付金	2,863	1,440	
北九州市市民防災会総連合会	北九州市市民防災会総連合会補助金	821	1,196	
門司区市民防災会連合会	門司区市民防災会連合会補助金	661	660	門司消防署 予防課
小倉南区市民防災会連合会	小倉南区市民防災会連合会補助金	986	987	小倉南消防署 予防課
若松区市民防災会連合会	若松区市民防災会連合会補助金	617	616	若松消防署 予防課
八幡東区市民防災会連合会	八幡東区市民防災会連合会補助金	575	573	八幡東消防署 予防課

※元年度交付額は、令和元年6月30日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている港湾空港局所管の指定管理者のうち、次の団体を抽出し、平成30年度及び令和元年度（平成31年4月から令和元年6月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
(株) ビービーデ イオー・ジェイ・ ウエスト・アクテ ィオ(株) 共同企 業体	旧大連航路上屋 及び北九州市旧 門司税関	平成30年4月1日～ 令和5年3月31日	港営課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

令和元年7月4日から令和2年2月6日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。